第二十三条の十第二十五項を同条第二十八項とし、同条第二十四項中「前条第二十六項」を「前条第二十九項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十三項第三号中「この項」の下に「及び次項」を加え、「施行令第四十条の八の二第七項に規定する」を削り、「同条第三十項第二号イ」を「施行令第四十条の八の二第三十項第二号イ」に改め、同号に次のように加える。

ニ　当該報告基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に施行令第四十条の八の二第二十五項ただし書又は第二十七項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合には、次に掲げる事項

(1)　施行令第四十条の八の二第二十五項ただし書又は第二十七項ただし書に規定する事由の詳細及びこれらの事由の生じた年月日

(2)　施行令第四十条の八の二第二十五項ただし書の割合を百分の七十未満に減少させた事情又は同条第二十七項ただし書の割合を百分の七十五未満に減少させた事情の詳細及びこれらの事情の生じた年月日又は事業年度

第二十三条の十第二十三項を同条第二十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

26　施行令第四十条の八の二第二十五項ただし書又は第二十七項ただし書に規定する期間の末日が報告基準日後に到来する場合には、法第七十条の七の二第十項の届出書に前項第三号ニ(2)に掲げる事項を記載することを要しない。この場合において、経営承継相続人等は、当該期間の末日から二月を経過する日（同日が当該届出書に係る同条第十項に規定する届出期限前に到来する場合には、当該届出期限）までに次に掲げる事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　経営承継相続人等の氏名及び住所

二　対象非上場株式等に係る認定承継会社の名称及び本店の所在地

三　前項第三号ニ(2)に掲げる事項

第二十三条の十第二十二項第二号ハ中「同条第三十一項」を「同条第三十七項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項第五号中「同条第三十一項」を「同条第三十七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項第二号中「第二十六項第一号」を「第二十九項第一号」に改め、同項第四号中「資産運用型会社」の下に「(第二十五項第三号及び第二十八項第八号において「資産保有型会社等」という。)」を加え、同項第七号中「第七条第十項」を「第七条第十四項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「前条第二十項」を「前条第二十二項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「前条第十九項」を「前条第二十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「前条第十八項」を「前条第二十項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「前条第十六項」を「前条第十八項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「前条第十五項」を「前条第十七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項の次に次の二項を加える。

13　前条第十四項の規定は、施行令第四十条の八の二第二十五項ただし書に規定する財務省令で定める事由について準用する。

14　前条第十六項の規定は、施行令第四十条の八の二第二十七項ただし書に規定する財務省令で定める事由について準用する。

第二十三条の十二第八項第三号中「同条第六項」を「同条第十二項」に改め、同条第九項中「第二十三条の十第二十一項から第四十六項まで」を「第二十三条の十第二十三項から第四十九項まで」に改め、同条第十一項中「第二十三条の十第四十七項」を「第二十三条の十第五十項」に改める。

第二十三条の十二の二第七項中「第二十三条の九第十四項」を「第二十三条の九第十五項」に改め、同条第三十二項中「第二十三条の九第五十項及び第五十一項」を「第二十三条の九第五十三項及び第五十四項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十一項中「第二十三条の九第四十二項から第五十二項まで」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十項中「第二十三条の九第三十四項から第三十八項まで」を「第二十三条の九第三十六項第二号」に、「第二十三条の九第三十七項から第四十一項まで」に、「第二十三条の九第三十九項第一号中「の二年」を「に規定する二年」に、「第二十七項」を「第三十項」に改め、同項第三号及び第四号中「の二年」を「に規定する二年」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十八項第五号中「の二年」を「に規定する二年」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項を同条第三十項とし、同条第二十六項中「第二十三条の九第三十三項」を「第二十三条の九第三十六項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十五項第一号中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれかに掲げる場合」に、「第二十八項第四号」を「第三十一項第四号」に、「第二十九項第三号並びに次条第二十五項第五号及び第二十九項第三号」を「第三十二項第三号並びに次条第二十八項第五号及び第三十二項第三号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項を同条第二十七項とし、同条第二十三項中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項を同条第二十五項とし、同条第二十一項を同条第二十四項とし、同条第二十項中「次条第二十三項」を「次条第二十六項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項中「第二十三条の九第二十七項から第三十三項まで」を「第二十三条の九第三十項から第三十六項まで」に、「第二十三条の九第二十八項第五号」を「第二十三条の九第三十一項第五号」に、「又は」を「若しくは」に、「あるのは」を「あるのは」に改め、「第十二項」の下に「と、「第十三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）とあるのは「第十三条第四項若しくは第五項において準用する同条第二項」を加え、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「第二十三条の九第二十六項」を「第二十三条の九第二十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項第三号中「この項」の下に「及び次項」を加え、「施行令第四十条の八第五項において準用する施行令第四十条の八第六項に規定する」を削り、同号に次のように加える。

ニ　当該基準日の直前の経営贈与報告基準日までの間に施行令第四十条の八の五第十一項後段において準用する施行令第四十条の八第十九項ただし書又は施行令第四十条の八の五第十三項後段において準用する施行令第四十条の八第二十二項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合には、次に掲げる事項

(1)　施行令第四十条の八の五第十一項後段において準用する施行令第四十条の八第十九項ただし書又は施行令第四十条の八の五第十三項後段において準用する施行令第四十条の八第二十二項ただし書に規定する事由の詳細及びこれらの事由の生じた年月日

(2)　施行令第四十条の八の五第十一項後段において準用する施行令第四十条の八第十九項ただし書の割合を百分の七十未満に減少させた事情又は施行令第四十条の八の五第十三項後段において準用する施行令第四十条の八第二十二項ただし書の割合を百分の七十五未満に減少させた事情の詳細及びこれらの事情の生じた年月日又は事業年度

20　第二十三条の九第二十八項の規定は、施行令第四十条の八の五第十一項後段において準用する施行令第四十条の八第十九項ただし書又は施行令第四十条の八の五第十三項後段において準用する施行令第四十条の八第二十二項ただし書に規定する期間の末日が基準日後に到来する場合について準用する。

第二十三条の十二の二第十六項中「次条第十六項及び第十七項第四号」を「次条第十八項及び第十九項第四号」に改め、同項第二号ハ中「同条第三十一項」を「同条第三十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項第五号中「同条第三十一項」を「同条第三十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項第三号中「資産運用型会社」の下に「(第十九項第三号において「資産保有型会社等」という。)」を加え、同項第五号中「第七条第十項」を「第七条第十四項」に改め、同項第六号中「第十七条第四項」を「第十七条第五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第二十三条の九第二十二項及び第二十一項」を「第二十三条の九第二十二項及び第二十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第二十三条の九第十五項及び第十七項から第十九項まで」を「第二十三条の九第十七項及び第十九項から第二十一項まで」に、「第二十三条の九第十八項第四号及び第十九項第四号」を「第二十三条の九第二十項第四号及び第二十一項第四号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第八項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、同条第七項の次に次の二項を加える。